

【ポスター発表】

高齢又は障害を有する受刑者に対して行われる特別調整の課題と可能性についての研究

— 刑事施設で実施されている特別調整の分析結果から —

福島刑務所 氏名 佐藤良彦 (会員番号 009796)

キーワード：刑事施設 高齢者 障害者

1. 研究目的

近年、少子高齢化の影響は刑事施設にも表れており、受刑者に占める高齢者の割合が増加している。刑事施設においては、高齢又は精神障害を有する受刑者等に対して、特別調整や一般調整などの福祉的支援を実施しているところであるが、こうした支援が必要と考えられる対象者の中には福祉的支援を拒否する者が相当数存在している現状にある。出所者の再犯は住居・仕事がないことや、身寄りがなく、疾患があるなど、社会において自立に困難が伴うことを理由に惹起されることが多いとされていることから、刑事施設で行われている特別調整に注目し、課題と可能性について検証を行うこととした。

2. 研究の視点および方法

(1) 視点

刑事施設で実施されている特別調整の現状を検証し、課題と可能性の検証を行う。

(2) 方法

法務省から出されている犯罪白書（法務省法務総合研究所 2019）を中心に、官公庁による公表資料及び特別調整の先行研究（法務省法務総合研究所研究部 2017）の結果の分析を行うとともに、刑事施設で実際に行われている福祉支援の中で、自身が刑務官として感じた考えをまとめる方法を採用した。

3. 倫理的配慮

本研究は、情報公開されている公的統計や資料を基に行っており、個人情報扱っていない。また、職務の一環によるものではなく、目的と内容によって刑事施設の規律及び秩序の維持に影響を与える可能性がないことを勤務先の刑事施設から承認を受けており、文献の引用などについては、日本社会福祉学会倫理指針に従っている。

4. 研究結果

(1) 高齢又は障害を有する者による犯罪動向の分析

『令和元年版犯罪白書』を分析したところ、2018年（平成30年）の高齢者、精神障害者それぞれの刑法犯検挙人員の罪名別構成比では、共に窃盗が最も多く、次いで傷害・暴行が多いことが分かった。窃盗を惹起する要因として、生活困窮、社会からの孤立などがあり、こうした人々は処罰だけでは再犯の抑止効果は低く、刑事施設における改善指導、出所後の社会内支援につなげていくことが重要であるとされている。

(2) 特別調整に関する先行研究の分析

法務総合研究所が2014年(平成26年)2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢者に行った調査によると、特別調整実施者の約1年以内の刑事施設再入所率が10パーセント未満であること、特別調整辞退者では、約50パーセントが再入所となっていることが検証されており、特別調整に再犯防止効果の可能性があると分かった。

(3) 刑務官として感じた課題の分析

自身は、人的・設備的課題、福祉的支援に拒否的な者が課題であると感じている。人的・設備的課題として、刑事施設のソーシャルワーカーが安全のため刑務官と共に行動しなければならないこと、刑事施設の規則を遵守しながら相談援助を行う必要があることなどが挙げられる。今後、安全に単独で受刑者と接触できるように設備を整えることや、日常生活動作を把握することができる方法を検討することが必要であるだろう。

福祉的支援に拒否的な者の原因として、福祉に対する知識不足、誤解を持っている可能性があると考えられる。現在、刑事施設の福祉的支援は主にソーシャルワーカーが実施しているところ、矯正処遇を行う刑務官からも福祉的支援をアプローチしていくことが効果的ではないだろうか。一方、これらを実施するためには福祉的知識が必要とされる。今後、福祉的支援に関する研修を充実させることや、社会福祉士等の資格を有した刑務官等を多く配置するなどの取り組みを実施することが重要であると考えられる。

5. 考察

本研究の分析から、①高齢又は障害を有する者の再犯防止には窃盗犯罪を抑止することが重要であり、現在各刑事施設で実施されている窃盗再犯防止指導を充実させていく必要があること、②特別調整に再犯防止効果の可能性があると、③特別調整をはじめとする刑事施設の福祉的支援を充実させていくためには、人的・設備的な課題があることが分かった。

現在の刑事施設における受刑者に対する福祉的支援は、長い矯正行政の歴史から見れば緒に就いたばかりであり、支援対象者の拡大や支援方法の充実などを検討する余地は多いと考えられる。今後、矯正処遇の枠組みの中に福祉的支援がより一層浸透され、社会福祉士との綿密な情報伝達が行われる環境を構築することが、特別調整をはじめとした刑事施設の福祉的支援を推進していく上で重要であるだろう。

参考文献

1. 法務省法務総合研究所編(2019)『令和元年版犯罪白書－平成の刑事政策－』
2. 法務省法務総合研究所研究部報告(2017)56『高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究』

(http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00091.html 2020.11.28)